

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画

第二版

【他県が被災したときの主体別広域連携計画】

令和3年4月1日

※表中の最右欄には「広域連携計画第二版（令和3年4月1日）」の該当ページと使用様式を【 】内に記載

※主体別広域連携計画では、「中部地方環境事務所」は「中部事務所」と記載

【災害応急対応時 6.0.～6.4.】

6.0. 連携体制の構築

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>連携体制の構築</u></p> <p>1) 平時に構築した連携体制を基本とし、県内市町村を含め、中部ブロック内の関係者と連携体制を構築する</p>	<p>➤ <u>連携体制の構築</u></p> <p>1) 平時に構築した連携体制を基本とし、県内市町村を含め、中部ブロック内の関係者と連携体制を構築する</p>	P. 15

6.1. 情報共有（被害状況、災害廃棄物発生量、仮置場等の用地に関する情報共有）

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p><u>(1) 被害状況の共有手順</u></p> <p>1) 中部事務所から被害状況把握依頼を受領</p> <p>2) 県内市町村に被害状況把握を依頼</p> <p>3) 県内市町村から被害状況報告を受領</p> <p>4) 県内の被害状況を集約し、中部事務所に提供</p> <p>5) 中部事務所から中部ブロック内の被害状況を共有</p>	<p><u>(1) 被害状況の共有手順</u></p> <p>1) 県から被害状況把握依頼を受領</p> <p>2) 域内の被害状況を調査し、県に提供</p>	P. 18 【1】
<p><u>(2) 災害廃棄物発生量に関する情報共有</u></p> <p>1) 中部事務所から中部ブロック内の発生量を共有</p> <p>2) 被害状況に関する新たな情報が得られた場合等は同様の手順で情報を共有</p>	<p><u>(2) 災害廃棄物発生量に関する情報共有</u></p> <p>1) 被害状況に関する新たな情報が得られた場合等は同様の手順で情報を共有</p>	P. 18 【1】
<p><u>(3) 仮置場等の用地に関する情報共有</u></p> <p>—</p>	<p><u>(3) 仮置場等の用地に関する情報共有</u></p> <p>—</p>	

【災害応急対応時 6.0.～6.4.】

6.2. 人材、資機材の確保（基本手順：支援準備要請、幹事支援県の対応（支援要請受領～追加支援県決定））

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>基本手順</p> <p>➢ <u>支援準備要請</u> <u>表 10 に示す応援県</u></p> <p>1) 中部事務所の助言に基づき、被災県からの要請を待つことなく、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体に支援準備を要請</p> <p>2) 県内市町村等から可能な支援内容を受領</p> <p>3) 県内で可能な支援内容を集約</p> <p>4) 集約結果を中部事務所に報告</p> <p><u>自県が幹事支援県となる場合</u> <u>(表 10 に示す順位が最も高い場合)</u></p> <p>➢ <u>支援要請受領～追加支援県決定</u></p> <p>5) 被災県から支援要請を受領</p> <p>6) 特段事情がない限り幹事支援県として支援を主導</p> <p>7) 幹事支援県として支援を主導する旨を被災県及び中部事務所に報告</p> <p>8) 現地写真等の確認や必要に応じ他被災地への職員派遣等により、必要な支援を正確に把握</p> <p>9) (複数県で支援する場合)中部事務所からの助言を踏まえ、幹事支援県のみでは支援が不足する場合、表 10 を参考に追加の支援県を決定（幹事支援県のみで支援が足りる場合は 14）以降（次頁以降）の手順に従い支援調整）</p> <p>10) (複数県で支援する場合)表 10 に示す応援県のみでは支援が不足する場合、中部事務所に連絡</p> <p>11) (複数県で支援する場合)中部事務所から支援県候補に係る情報を受領</p> <p>12) (複数県で支援する場合)追加の支援県を決定し、被災県に伝達</p> <p>13) (複数県で支援する場合)中部事務所の助言を踏まえ、支援県間の割り振り等を決定し、被災県、追加の支援県及び中部事務所に報告※</p>	<p>基本手順</p> <p>➢ <u>支援準備要請</u></p> <p>1) 県から支援準備要請を受領</p> <p>2) 可能な支援内容を県に提供</p> <p><u>自県が幹事支援県となる場合</u> <u>(表 10 に示す順位が最も高い場合)</u></p> <p>➢ <u>支援要請受領～追加支援県決定</u></p>	<p>P. 21-22</p> <p>【A 表-1, 2, 4】</p> <p>【A 表-1, 2, 4】</p> <p>【A 表-1, 2, 4】</p> <p>P. 22</p> <p>【B 表-1, 2, 4】</p> <p>【A 表-1, 2, 4】</p>

※ 支援県間の割り振り決定の伝達は、A 表(支援側の使用様式)を使用することもできる。

【災害応急対応時 6.0.～6.4.】

6.2. 人材、資機材の確保（基本手順：幹事支援県の対応（追加支援県決定～支援開始））

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>追加支援県決定～支援開始</u></p> <p>14) 県内の関係者（県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等）と支援割り振り案に関して調整</p> <p>15) (複数県で支援する場合)支援県から支援県内の支援主体、支援内容の取りまとめを受領</p> <p>16) 幹事支援県及び支援県において取りまとめた支援主体、支援内容を踏まえ、被災市町村別の支援割り振り案を作成</p> <p>17) 支援割り振り案を被災県及び中部事務所に伝達※（必要に応じ割り振り変更について被災県と調整）</p> <p>18) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領※²</p> <p>19) 割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県に伝達※³（複数県で支援する場合、支援の割り振りを受けなかった県にも割り振り結果を共有）</p> <p>20) 被災自治体や自県内の市町村、民間団体と必要な調整、手配等を実施</p> <p>21) 支援主体となった場合、調整結果に基づき迅速に支援</p> <p>22) 被災県と密に連携した上で被災自治体への支援状況を把握し、中部事務所と情報共有</p>	<p>➤ <u>追加支援県決定～支援開始</u></p> <p>3) 必要に応じて県と支援割り振り案に関して調整</p> <p>4) 県から割り振り結果を受領</p> <p>5) 被災市町村と調整し、迅速に支援を開始</p>	<p>P. 23</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A, B表-1, 2, 4】</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【B(A)表-1, 2, 4】</p> <p>【A(B)表-1, 2, 4】</p>

※ 被災県への支援割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、割り振り調整はB表(被災側の使用様式)も使用する。

※²被災県からの支援割り振り案の伝達は、被災県の判断によりA表を使用することもある。

※³各支援主体への支援割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、正確な情報が混乱なく伝わることに配慮し、B表を使用することも可とする。

【災害応急対応時 6.0.～6.4.】

6.2. 人材、資機材の確保（基本手順：支援県の対応（追加支援県決定～支援開始））

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等																				
<p>自県が支援県となる場合</p> <p>(幹事支援県とならない場合)</p> <p>➤ 追加支援県決定～支援開始</p> <p>5) 支援県として支援をすることが決定</p> <p>6) 幹事支援県から支援県間の割り振り等の報告を受領※</p> <p>7) 県内の関係者（県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体）と支援割り振り案に関して調整</p> <p>8) 県内の支援主体、支援内容の取りまとめを幹事支援県に伝達</p> <p>9) 幹事支援県から割り振り結果を受領※²</p> <p>10) 県内の各支援主体に割り振り結果を伝達※³</p> <p>11) 被災自治体や自県内の市町村、民間団体と必要な調整、手配等を実施</p> <p>12) 支援主体となった場合、調整結果に基づき迅速に支援</p> <p>表 10 被災県市と主たる応援県市の一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被災県市</th> <th style="text-align: center;">主たる応援県順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">富山県</td> <td style="text-align: center;">1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">石川県</td> <td style="text-align: center;">1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福井県</td> <td style="text-align: center;">1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長野県</td> <td style="text-align: center;">1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岐阜県</td> <td style="text-align: center;">1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">静岡県</td> <td style="text-align: center;">1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">愛知県</td> <td style="text-align: center;">1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三重県</td> <td style="text-align: center;">1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県</td> <td style="text-align: center;">1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県</td> </tr> </tbody> </table>	被災県市	主たる応援県順位	富山県	1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県	石川県	1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県	福井県	1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県	長野県	1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県	岐阜県	1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県	静岡県	1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県	愛知県	1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県	三重県	1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県	滋賀県	1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県	<p>自県が支援県となる場合</p> <p>(幹事支援県とならない場合)</p> <p>➤ 追加支援県決定～支援開始</p> <p>3) 県と支援割り振り案に関して調整</p> <p>4) 県から割り振り結果を受領</p> <p>5) 被災市町村と調整し、迅速に支援を開始</p>	<p>P. 22-23</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A(B)表-1, 2, 4】</p> <p>【A(B)表-1, 2, 4】</p>
被災県市	主たる応援県順位																					
富山県	1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県																					
石川県	1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県																					
福井県	1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県																					
長野県	1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県																					
岐阜県	1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県																					
静岡県	1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県																					
愛知県	1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県																					
三重県	1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県																					
滋賀県	1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県																					

※ 支援県間の割り振り決定の伝達は、A表が使用されることもある。

※² 幹事支援県からの支援割り振り案の伝達は、B表が使用されることもある。

※³ 各支援主体への支援割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、正確な情報が混乱なく伝わることに配慮し、B表を使用することも可とする。

【災害応急対応時 6.0.～6.4.】

6.2. 人材、資機材の確保（表10に示す応援県全てが被災：支援準備要請、幹事支援県の対応（中部事務所からの連絡受領～支援開始））

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>表10に示す応援県全てが被災</p> <p>➢ 支援準備要請 いずれの県も共通</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 中部事務所から支援県候補通知を受領 2) 中部事務所の助言に基づき、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体に支援準備を要請 3) 県内市町村等から可能な支援内容を受領 4) 県内で可能な支援内容を集約 5) 集約結果を中部事務所に報告 <p>自県が幹事支援県となる場合</p> <p>（中部事務所が被災県ごとに決定）</p> <p>➢ 中部事務所からの連絡受領～支援開始</p> <ol style="list-style-type: none"> 6) 中部事務所から 幹事支援県通知及び被災県の要請内容を受領（他県も支援する場合その情報も受領） 7) 現地写真等の確認や必要に応じ他被災地への職員派遣等により、必要な支援を正確に把握 8) （複数県で支援する場合）中部事務所の助言を踏まえ、支援県間の割り振り等を決定し、被災県、追加の支援県及び中部事務所に報告※ 9) 県内の関係者（県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等）と支援割り振り案に関して調整 10) （複数県で支援する場合）支援県から支援県内の支援主体、支援内容の取りまとめを受領 11) 幹事支援県及び支援県において取りまとめた支援主体、支援内容を踏まえ、被災市町村別の支援割り振り案を作成 12) 支援割り振り案を被災県及び中部事務所に伝達 ※2 （必要に応じ割り振り変更について被災県と調整） 13) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領※3 14) 割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県に伝達※4（複数県で支援する場合、支援の割り振りを受けなかった県にも割り振り結果を共有） 15) 被災自治体や自県内の市町村、民間団体と必要な調整、手配等を実施 16) 支援主体となった場合、調整結果に基づき迅速に支援 17) 被災県と密に連携した上で被災自治体への支援状況を把握し、中部事務所と情報共有 	<p>表10に示す応援県全てが被災</p> <p>➢ 支援準備要請</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 県から支援準備要請を受領 2) 可能な支援内容を県に提供 <p>自県が幹事支援県となる場合</p> <p>（中部事務所が被災県ごとに決定）</p> <p>➢ 中部事務所からの連絡受領～支援開始</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 必要に応じて県と支援割り振り案に関して調整 4) 県から割り振り結果を受領 5) 被災市町村と調整し、迅速に支援を開始 	<p>P. 24</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>P. 24-25</p> <p>【B表-1, 2, 4】</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A, B表-1, 2, 4】</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【B(A)表-1, 2, 4】</p> <p>【A(B)表-1, 2, 4】</p>

※ 支援県間の割り振り決定の伝達は、A表を使用することもできる。

※2 被災県への支援割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、割り振り調整はB表も使用する。

※3 被災県からの支援割り振り案の伝達は、被災県の判断によりA表を使用することもある。

【災害応急対応時 6.0.～6.4.】

※4 各支援主体への支援割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、正確な情報が混乱なく伝わることに配慮し、B表を使用することも可とする。

【災害応急対応時 6.0.～6.4.】

6.2. 人材、資機材の確保（表10に示す応援県全てが被災：支援県の対応（中部事務所からの連絡受領～支援開始））

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>自県が支援県となる場合</p> <p>(幹事支援県とならない場合)</p> <p>➤ 中部事務所からの連絡受領～支援開始</p> <p>6) 中部事務所から支援県通知を受領</p> <p>7) 幹事支援県から支援県間の割り振り等の報告を受領※</p> <p>8) 県内の関係者（県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体）と支援割り振り案に関して調整</p> <p>9) 県内の支援主体、支援内容の取りまとめを幹事支援県に伝達</p> <p>10) 幹事支援県から割り振り結果を受領※²</p> <p>11) 県内の各支援主体に割り振り結果を伝達※³</p> <p>12) 被災自治体や自県内の市町村、民間団体と必要な調整、手配等を実施</p> <p>13) 支援主体となった場合、調整結果に基づき迅速に支援</p>	<p>自県が支援県となる場合</p> <p>(幹事支援県とならない場合)</p> <p>➤ 中部事務所からの連絡受領～支援開始</p> <p>3) 県と支援割り振り案に関して調整</p> <p>4) 県から割り振り結果を受領</p> <p>5) 被災市町村と調整し、迅速に支援を開始</p>	<p>P. 24-25</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A(B)表-1, 2, 4】</p> <p>【A(B)表-1, 2, 4】</p>

※ 支援県間の割り振り決定の伝達は、A表が使用されることもある。

※² 幹事支援県からの支援割り振り案の伝達は、B表が使用されることもある。

※³ 各支援主体への支援割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、正確な情報が混乱なく伝わることに配慮し、B表を使用することも可とする。

【災害応急対応時 6.0.～6.4.】

6.2. 人材、資機材の確保（表10の応援県全て・中部事務所が被災：支援準備要請、幹事支援県の対応（支援要請受領～追加支援県決定））

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>表10に示す応援県全て・中部事務所が被災</p> <p>➤ 支援準備要請 表11に示す応援県</p> <p>1) 環境省本省の助言に基づき、被災県からの要請を待つことなく、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体に支援準備を要請</p> <p>2) 県内市町村等から可能な支援内容を受領</p> <p>3) 県内で可能な支援内容を集約</p> <p>自県が幹事支援県となる場合 (表11に示す順位が最も高い場合)</p> <p>➤ 支援要請受領～追加支援県決定</p> <p>4) 被災県から支援要請を受領</p> <p>5) 特段事情がない限り幹事支援県として支援を主導</p> <p>6) 幹事支援県として支援を主導する旨を被災県、表11の応援県順位2位の県、環境省本省に報告</p> <p>7) 表11の応援県順位2位の県が支援県としての活動が可能な場合、表11の応援県順位2位の県からその旨の連絡を受領</p> <p>8) 現地写真の確認や職員の派遣を行い、必要支援を正確に把握</p> <p>9) (複数県で支援する場合)表11に示す応援県のみでは支援が不足する場合、環境省本省に連絡</p> <p>10) (複数県で支援する場合)環境省本省から支援県候補に係る情報を受領</p> <p>11) (複数県で支援する場合)追加の支援県を決定し、被災県に伝達</p> <p>12) (複数県で支援する場合)環境省本省の助言を踏まえ、支援県間の割り振り等を決定し、被災県、追加の支援県及び環境省本省に報告※</p>	<p>表10に示す応援県全て・中部事務所が被災</p> <p>➤ 支援準備要請</p> <p>1) 県から支援準備要請を受領</p> <p>2) 可能な支援内容を県に提供</p> <p>自県が幹事支援県となる場合 (表11に示す順位が最も高い場合)</p> <p>➤ 支援要請受領～追加支援県決定</p>	<p>P.27</p> <p>【A表-1,2,4】</p> <p>【A表-1,2,4】</p> <p>【A表-1,2,4】</p> <p>P.27-28</p> <p>【B表-1,2,4】</p> <p>【A表-1,2,4】</p>

※ 支援県間の割り振り決定の伝達は、A表(支援側の使用様式)を使用することもできる。

【災害応急対応時 6.0.～6.4.】

6.2. 人材、資機材の確保（表10の応援県全て・中部事務所が被災：幹事支援県の対応（追加支援県決定～支援開始））

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>追加支援県決定～支援開始</u></p> <p>13) 県内の関係者（県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等）と支援割り振り案に関して調整</p> <p>14) (複数県で支援する場合)支援県から支援県内の支援主体、支援内容の取りまとめを受領</p> <p>15) 幹事支援県及び支援県において取りまとめた支援主体、支援内容を踏まえ、被災市町村別の支援割り振り案を作成</p> <p>16) 支援割り振り案を被災県及び環境省本省に伝達※（必要に応じ割り振り変更について被災県と調整）</p> <p>17) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領※²</p> <p>18) 割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県に伝達※³（複数県で支援する場合、支援の割り振りを受けなかった県にも割り振り結果を共有）</p> <p>19) 被災自治体や自県内の市町村、民間団体と必要な調整、手配等を実施</p> <p>20) 支援主体となった場合、調整結果に基づき迅速に支援</p> <p>21) 被災県と密に連携した上で被災自治体への支援状況を把握し、環境省本省と情報共有</p>	<p>➤ <u>追加支援県決定～支援開始</u></p> <p>3) 必要に応じて県と支援割り振り案に関して調整</p> <p>4) 県から割り振り結果を受領</p> <p>5) 被災市町村と調整し、迅速に支援を開始</p>	<p>P. 28</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A, B表-1, 2, 4】</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【B(A)表-1, 2, 4】</p> <p>【A(B)表-1, 2, 4】</p>

※ 被災県への支援割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、割り振り調整はB表(被災側の使用様式)も使用する。

※² 被災県からの支援割り振り案の伝達は、被災県の判断によりA表を使用することもある。

※³ 各支援主体への支援割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、正確な情報が混乱なく伝わることに配慮し、B表を使用することも可とする。

6.2. 人材、資機材の確保（表10の応援県全て・中部事務所が被災：支援県の対応（追加支援県決定～支援開始））

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等								
<p>自県が支援県となる場合 (幹事支援県とならない場合)</p> <p>➢ 追加支援県決定～支援開始</p> <p>4) 支援県として支援をすることが決定</p> <p>5) 幹事支援県から支援県間の割り振り等の報告を受領※</p> <p>6) 県内の関係者（県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体）と支援割り振り案に関して調整</p> <p>7) 県内の支援主体、支援内容の取りまとめを幹事支援県に伝達</p> <p>8) 幹事支援県から割り振り結果を受領※²</p> <p>9) 県内の各支援主体に割り振り結果を伝達※³</p> <p>10) 被災自治体や自県内の市町村、民間団体と必要な調整、手配等を実施</p> <p>11) 支援主体となった場合、調整結果に基づき迅速に支援</p> <p>表 11 被災縣市と主たる応援県市の一覧表 (太平洋側の複数県が被災した場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被災縣市</th> <th style="text-align: center;">主たる応援県順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">静岡県</td> <td style="text-align: center;">1. 富山県、2. 長野県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">愛知県</td> <td style="text-align: center;">1. 石川県、2. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三重県</td> <td style="text-align: center;">1. 福井県、2. 滋賀県</td> </tr> </tbody> </table>	被災縣市	主たる応援県順位	静岡県	1. 富山県、2. 長野県	愛知県	1. 石川県、2. 岐阜県	三重県	1. 福井県、2. 滋賀県	<p>自県が支援県となる場合 (幹事支援県とならない場合)</p> <p>➢ 追加支援県決定～支援開始</p> <p>3) 県と支援割り振り案に関して調整</p> <p>4) 県から割り振り結果を受領</p> <p>5) 被災市町村と調整し、迅速に支援を開始</p>	<p>p. 27-28</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A表-1, 2, 4】</p> <p>【A(B)表-1, 2, 4】</p> <p>【A(B)表-1, 2, 4】</p>
被災縣市	主たる応援県順位									
静岡県	1. 富山県、2. 長野県									
愛知県	1. 石川県、2. 岐阜県									
三重県	1. 福井県、2. 滋賀県									

※ 支援県間の割り振り決定の伝達は、A表が使用されることもある。

※² 幹事支援県からの支援割り振り案の伝達は、B表が使用されることもある。

※³ 各支援主体への支援割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、正確な情報が混乱なく伝わることに配慮し、B表を使用することも可とする。

6.3. 既存の処理施設の活用（基本手順：緊急処理準備要請、幹事緊急処理県の対応（緊急処理要請受領～追加緊急処理県決定））

県	政令市	市町村（政令市以外）	処理施設の管理者	広域連携計画 該当ページ等
<p>基本手順</p> <p>➤ 緊急処理準備要請 表 10 に示す応援県</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 中部事務所から緊急処理が必要な災害廃棄物等の種類に係る情報、緊急処理の受入れ準備要請を受領 2) 受入れ可能な処理施設を探し、当該処理施設の管理者から緊急処理受入れの可否、受入れ可能量、受入れ条件等を聴取 3) 政令市から受入れ可能な処理施設に関する情報を受領 4) 県内の受入れ可能な処理施設に関する情報を集約 5) 集約結果を中部事務所に報告 <p>自県が幹事緊急処理県となる場合 （表 10 に示す順位が最も高い場合）</p> <p>➤ 緊急処理要請受領～追加緊急処理県決定</p> <ol style="list-style-type: none"> 6) 被災県から緊急処理要請を受領 7) 特段事情がない限り幹事緊急処理として支援を主導 8) 幹事緊急処理県として支援を主導する旨を被災県及び中部事務所に報告 9) 現地写真等の確認や必要に応じ他被災地への職員派遣等により、必要な支援を正確に把握 10)（複数県で緊急処理に関して支援する場合）中部事務所からの助言を踏まえ、幹事緊急処理県のみでは支援が不足する場合、表 13（10）を参考に追加の緊急処理県を決定（幹事緊急処理県のみで支援が足りる場合は 15）以降（次頁以降）の手順に従い支援調整 11)（複数県で緊急処理に関して支援する場合）表 13（10）に示す応援県のみでは支援が不足する場合、中部事務所に連絡 12)（複数県で緊急処理に関して支援する場合）中部事務所から緊急処理県候補に係る情報を受領 13)（複数県で緊急処理に関して支援する場合）追加の緊急処理県を決定し、被災県に伝達 14)（複数県で緊急処理に関して支援する場合）中部事務所の助言を踏まえ、緊急処理県間の割り振り等を決定し、被災県、追加の緊急処理県及び中部事務所に報告※ 	<p>基本手順</p> <p>➤ 緊急処理準備要請 表 10 に示す応援県</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 中部事務所から緊急処理が必要な災害廃棄物等の種類に係る情報、緊急処理の受入れ準備要請を受領 2) 受入れ可能な処理施設を探し、当該処理施設の管理者から緊急処理受入れの可否、受入れ可能量、受入れ条件等を聴取 3) 県に受入れ可能な処理施設に関する情報を報告 <p>自県が幹事緊急処理県となる場合 （表 10 に示す順位が最も高い場合）</p> <p>➤ 緊急処理要請受領～追加緊急処理県決定</p>	<p>基本手順</p> <p>➤ 緊急処理準備要請 表 10 に示す応援県</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 処理施設の管理者の場合、県からの聴取依頼に対応 <p>自県が幹事緊急処理県となる場合 （表 10 に示す順位が最も高い場合）</p> <p>➤ 緊急処理要請受領～追加緊急処理県決定</p>	<p>基本手順</p> <p>➤ 緊急処理準備要請 表 10 に示す応援県</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 県からの聴取依頼に対応 <p>自県が幹事緊急処理県となる場合 （表 10 に示す順位が最も高い場合）</p> <p>➤ 緊急処理要請受領～追加緊急処理県決定</p>	<p>P. 32</p> <p>【A 表-3】</p> <p>【A 表-3】</p> <p>【A 表-3】</p> <p>P. 32-33</p> <p>【B 表-3】</p> <p>【A 表-3】</p>

※ 緊急処理県間の割り振り決定の伝達は、A 表を使用することもできる。

6.3. 既存の処理施設の活用（基本手順：幹事緊急処理県の対応（追加緊急処理県決定～緊急処理開始））

県	政令市	市町村（政令市以外）	処理施設の管理者	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>15) 県内の関係者（県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等）と割り振り案に関して調整</p> <p>16) (複数県で緊急処理に関して支援する場合)緊急処理県から緊急処理県内の緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等の取りまとめを受領</p> <p>17) 幹事緊急処理県及び緊急処理県において取りまとめた緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を踏まえ、被災市町村別の緊急処理割り振り案を作成</p> <p>18) 緊急処理割り振り案を被災県及び中部事務所に伝達※ (必要に応じ割り振り変更について被災県と調整)</p> <p>19) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領※²</p> <p>20) 割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県に伝達※³(複数県で支援する場合、緊急処理に関する支援の割り振りを受けなかった県にも割り振り結果を共有)</p> <p>21) 被災市町村に直接連絡し、被災市町村及び立地市町村、民間団体と必要な調整、手配等を実施</p> <p>22) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>23) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p> <p>24) 被災県と密に連携した上で被災自治体への支援状況を把握し、中部事務所と情報共有</p>	<p>➤ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>4) 必要に応じて県と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>5) 県から割り振り結果を受領</p> <p>6) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>7) 立地市町村の場合、被災市町村から通知を受領</p> <p>8) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>➤ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>2) 必要に応じて県と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>3) 県から割り振り結果を受領</p> <p>4) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>5) 立地市町村の場合、被災市町村から通知を受領</p> <p>6) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>➤ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>2) 県内の緊急処理割り振り案に関して協力</p> <p>3) 被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>4) 調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>P.33-34</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A,B表-3】</p> <p>【A表-3】</p> <p>【B(A)表-3】</p> <p>【A(B)表-3】</p>

※ 被災県への緊急処理割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、割り振り調整はB表も使用する。

※² 被災県からの緊急処理割り振り案の伝達は、被災県の判断によりA表を使用することもある。

※³ 各支援主体への緊急処理割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、正確な情報が混乱なく伝わることに配慮し、B表を使用することも可とする。

6.3. 既存の処理施設の活用（基本手順：緊急処理県の対応（追加緊急処理県決定～緊急処理開始））

県	政令市	市町村（政令市以外）	処理施設の管理者	広域連携計画 該当ページ等																				
<p>自県が緊急処理県となる場合 （幹事緊急処理県とならない場合）</p> <p>➤ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>6) 緊急処理県として支援することが決定</p> <p>7) 幹事緊急処理県から緊急処理県間の割り振り等の報告を受領※</p> <p>8) 県内の関係者（県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等）と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>9) 県内の緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等の取りまとめを幹事緊急処理県に伝達</p> <p>10) 幹事緊急処理県から割り振り結果を受領※²</p> <p>11) 県内の緊急処理受入れ施設の管理者に割り振り結果を伝達※³</p> <p>12) 被災市町村に直接連絡し、被災市町村及び立地市町村、民間団体と必要な調整、手配等を実施</p> <p>13) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>14) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p> <p>表 13（10） 被災県市と主たる応援県市の一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災県市</th> <th>主たる応援県順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山県</td> <td>1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県</td> </tr> </tbody> </table>	被災県市	主たる応援県順位	富山県	1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県	石川県	1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県	福井県	1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県	長野県	1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県	岐阜県	1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県	静岡県	1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県	愛知県	1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県	三重県	1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県	滋賀県	1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県	<p>自県が緊急処理県となる場合 （幹事緊急処理県とならない場合）</p> <p>➤ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>4) 県と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>5) 県から割り振り結果を受領</p> <p>6) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>7) 立地市町村の場合、被災市町村から通知を受領</p> <p>8) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>自県が緊急処理県となる場合 （幹事緊急処理県とならない場合）</p> <p>➤ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>2) 県と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>3) 県から割り振り結果を受領</p> <p>4) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>5) 立地市町村の場合、被災市町村から通知を受領</p> <p>6) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>自県が緊急処理県となる場合 （幹事緊急処理県とならない場合）</p> <p>➤ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>2) 県内の緊急処理割り振り案に関して協力</p> <p>3) 被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>4) 調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>P. 33-34</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A(B)表-3】</p> <p>【A(B)表-3】</p>
被災県市	主たる応援県順位																							
富山県	1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県																							
石川県	1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県																							
福井県	1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県																							
長野県	1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県																							
岐阜県	1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県																							
静岡県	1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県																							
愛知県	1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県																							
三重県	1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県																							
滋賀県	1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県																							

※ 緊急処理県間の割り振り決定の伝達は、A表が使用されることもある。

※² 幹事緊急処理県からの緊急処理割り振り案の伝達は、B表が使用されることもある。

※³ 各支援主体への緊急処理割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、正確な情報が混乱なく伝わることに配慮し、B表を使用することも可とする。

6.3. 既存の処理施設の活用（表10に示す応援県全てが被災：支援準備要請、幹事緊急処理県の対応（中部事務所からの連絡受領～緊急処理県間の割り振り決定））

県	政令市	市町村（政令市以外）	処理施設の管理者	広域連携計画 該当ページ等
<p>表10に示す応援県全てが被災</p> <p>緊急処理準備要請 いずれの県も共通</p> <p>1) 中部事務所から緊急処理が必要な災害廃棄物等の種類に係る情報、緊急処理の受入れ準備要請を受領</p> <p>2) 受入れ可能な処理施設を探し、当該処理施設の管理者から緊急処理受入れの可否、受入れ可能量、受入れ条件等を聴取</p> <p>3) 政令市から受入れ可能な処理施設に関する情報を受領</p> <p>4) 県内の受入れ可能な処理施設に関する情報を集約</p> <p>5) 集約結果を中部事務所に報告</p> <p>自県が幹事緊急処理県となる場合 （中部事務所が被災県ごとに決定）</p> <p>中部事務所からの連絡受領～緊急処理県間の割り振り決定</p> <p>6) 中部事務所から幹事緊急処理県通知及び被災県の要請内容を受領（<u>他県も支援する場合その情報も受領</u>）</p> <p>7) 現地写真等の確認や必要に応じ他被災地への職員派遣等により、必要な支援を正確に把握</p> <p>8) （複数県で緊急処理に関して支援する場合）中部事務所の助言を踏まえ、緊急処理県間の割り振り等を決定し、被災県、追加の緊急処理県及び中部事務所に報告※</p>	<p>表10に示す応援県全てが被災</p> <p>緊急処理準備要請 いずれの県も共通</p> <p>1) 中部事務所から緊急処理が必要な災害廃棄物等の種類に係る情報、緊急処理の受入れ準備要請を受領</p> <p>2) 受入れ可能な処理施設を探し、当該処理施設の管理者から緊急処理受入れの可否、受入れ可能量、受入れ条件等を聴取</p> <p>3) 県に受入れ可能な処理施設に関する情報を報告</p> <p>自県が幹事緊急処理県となる場合 （表10に示す順位が最も高い場合）</p> <p>緊急処理要請受領～緊急処理県間の割り振り決定</p>	<p>表10に示す応援県全てが被災</p> <p>緊急処理準備要請 いずれの県も共通</p> <p>1) 処理施設の管理者の場合、県からの聴取依頼に対応</p> <p>自県が幹事緊急処理県となる場合 （表10に示す順位が最も高い場合）</p> <p>緊急処理要請受領～緊急処理県間の割り振り決定</p>	<p>表10に示す応援県全てが被災</p> <p>緊急処理準備要請 いずれの県も共通</p> <p>1) 県からの聴取依頼に対応</p> <p>自県が幹事緊急処理県となる場合 （表10に示す順位が最も高い場合）</p> <p>緊急処理要請受領～緊急処理県間の割り振り決定</p>	<p>P.35</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A表-3】</p> <p>P.35-36</p> <p>【B表-3】</p> <p>【A表-3】</p>

※ 緊急処理県間の割り振り決定の伝達は、A表を使用することもできる。

6.3. 既存の処理施設の活用（表10に示す応援県全てが被災：支援準備要請、幹事緊急処理県の対応（緊急処理県間の割り振り決定～緊急処理開始））

県	政令市	市町村（政令市以外）	処理施設の管理者	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ 緊急処理県間の割り振り決定～緊急処理開始</p> <p>9) 県内の関係者（県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等）と割り振り案に関する調整を決定</p> <p>10) (複数県で緊急処理に関して支援する場合)緊急処理県から緊急処理県内の緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等の取りまとめを受領</p> <p>11) 幹事緊急処理県及び緊急処理県において取りまとめた緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を踏まえ、被災市町村別の緊急処理割り振り案を作成</p> <p>12) 緊急処理割り振り案を被災県及び中部事務所に伝達※ (必要に応じ割り振り変更について被災県と調整)</p> <p>13) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領※²</p> <p>14) 割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県に伝達※³(複数県で支援する場合、緊急処理に関する支援の割り振りを受けなかった県にも割り振り結果を共有)</p> <p>15) 被災市町村に直接連絡し、被災市町村及び立地市町村、民間団体と必要な調整、手配等を実施</p> <p>16) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>17) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p> <p>18) 被災県と密に連携した上で被災自治体への支援状況を把握し、中部事務所と情報共有</p>	<p>➤ 緊急処理県間の割り振り決定～緊急処理開始</p> <p>4) 必要に応じて県と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>5) 県から割り振り結果を受領</p> <p>6) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>7) 立地市町村の場合、被災市町村から通知を受領</p> <p>8) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>➤ 緊急処理県間の割り振り決定～緊急処理開始</p> <p>2) 必要に応じて県と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>3) 県から割り振り結果を受領</p> <p>4) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>5) 立地市町村の場合、被災市町村から通知を受領</p> <p>6) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>➤ 緊急処理県間の割り振り決定～緊急処理開始</p> <p>2) 県内の緊急処理割り振り案に関して協力</p> <p>3) 被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>4) 調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>P.36</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A,B表-3】</p> <p>【A表-3】</p> <p>【B(A)表-3】</p> <p>【A(B)表-3】</p>

※ 被災県への緊急処理割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、割り振り調整はB表も使用する。

※²被災県からの緊急処理割り振り案の伝達は、被災県の判断によりA表を使用することもある。

※³各支援主体への緊急処理割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、正確な情報が混乱なく伝わることに配慮し、B表を使用することも可とする。

6.3. 既存の処理施設の活用（表10に示す応援県全てが被災：緊急処理県の対応（中部事務所からの連絡受領～緊急処理開始））

県	政令市	市町村（政令市以外）	処理施設の管理者	広域連携計画 該当ページ等
<p>自県が緊急処理県となる場合</p> <p>（幹事緊急処理県とならない場合）</p> <p>➤ 中部事務所からの連絡受領～緊急処理開始</p> <p>6) 中部事務所から緊急処理県通知を受領</p> <p>7) 幹事緊急処理県から緊急処理県間の割り振り等の報告を受領※</p> <p>8) 県内の関係者（県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等）と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>9) 県内の緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等の取りまとめを幹事緊急処理県に伝達</p> <p>10) 幹事緊急処理県から割り振り結果を受領※²</p> <p>11) 県内の緊急処理受入れ施設の管理者に割り振り結果を伝達※³</p> <p>12) 被災市町村に直接連絡し、被災市町村及び立地市町村、民間団体と必要な調整、手配等を実施</p> <p>13) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>14) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>自県が緊急処理県となる場合</p> <p>（幹事緊急処理県とならない場合）</p> <p>➤ 中部事務所からの連絡受領～緊急処理開始</p> <p>4) 県と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>5) 県から割り振り結果を受領</p> <p>6) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>7) 立地市町村の場合、被災市町村から通知を受領</p> <p>8) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>自県が緊急処理県となる場合</p> <p>（幹事緊急処理県とならない場合）</p> <p>➤ 中部事務所からの連絡受領～緊急処理開始</p> <p>2) 県と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>3) 県から割り振り結果を受領</p> <p>4) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>5) 立地市町村の場合、被災市町村から通知を受領</p> <p>6) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>自県が緊急処理県となる場合</p> <p>（幹事緊急処理県とならない場合）</p> <p>➤ 中部事務所からの連絡受領～緊急処理開始</p> <p>2) 県内の緊急処理割り振り案に関して協力</p> <p>3) 被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>4) 調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>P.35-36</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A(B)表-3】</p> <p>【A(B)表-3】</p>

※ 緊急処理県間の割り振り決定の伝達は、A表が使用されることもある。

※² 幹事緊急処理県からの緊急処理割り振り案の伝達は、B表が使用されることもある。

※³ 各支援主体への緊急処理割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、正確な情報が混乱なく伝わることに配慮し、B表を使用することも可とする。

6.3. 既存の処理施設の活用（表10に示す応援県全て・中部事務所が被災：緊急処理準備要請、幹事緊急処理県の対応（緊急処理要請受領～追加緊急処理県決定））

県	政令市	市町村（政令市以外）	処理施設の管理者	広域連携計画 該当ページ等
<p>表10に示す応援県全て・中部事務所が被災</p> <p>緊急処理準備要請 表11に示す応援県</p> <p>1) 環境省本省から緊急処理が必要な災害廃棄物等の種類に係る情報、緊急処理の受入れ準備要請を受領</p> <p>2) 受入れ可能な処理施設を探し、当該処理施設の管理者から緊急処理受入れの可否、受入れ可能量、受入れ条件等を聴取</p> <p>3) 政令市から受入れ可能な処理施設に関する情報を受領</p> <p>4) 県内の受入れ可能な処理施設に関する情報を集約</p> <p>5) 集約結果を環境省本省に報告</p> <p>自県が幹事緊急処理県となる場合</p> <p>（表14（11）に示す順位が最も高い場合）</p> <p>緊急処理要請受領～追加緊急処理県決定</p> <p>6) 被災県から緊急処理要請を受領</p> <p>7) 特段事情がない限り幹事緊急処理として支援を主導</p> <p>8) 幹事緊急処理県として支援を主導する旨を被災県、表14（11）の応援県順位2位の県、環境省本省に報告</p> <p>9) 表14（11）の応援県順位2位の県が緊急処理県としての活動が可能な場合、表14（11）の応援県順位2位の県からその旨の連絡を受領</p> <p>10) 現地写真等の確認や必要に応じ他被災地への職員派遣等により、必要な支援を正確に把握</p> <p>11) （複数県で緊急処理に関して支援する場合）表14（11）に示す応援県のみでは支援が不足する場合、環境省本省に連絡</p> <p>12) （複数県で緊急処理に関して支援する場合）環境省本省から緊急処理県候補に係る情報を受領</p> <p>13) （複数県で緊急処理に関して支援する場合）追加の緊急処理県を決定し、被災県に伝達</p> <p>14) （複数県で緊急処理に関して支援する場合）環境省本省の助言を踏まえ、緊急処理県間の割り振り等を決定し、被災県、追加の緊急処理県及び環境省本省に報告※</p>	<p>表10に示す応援県全て・中部事務所が被災</p> <p>緊急処理準備要請 表11に示す応援県</p> <p>1) 環境省本省から緊急処理が必要な災害廃棄物等の種類に係る情報、緊急処理の受入れ準備要請を受領</p> <p>2) 受入れ可能な処理施設を探し、当該処理施設の管理者から緊急処理受入れの可否、受入れ可能量、受入れ条件等を聴取</p> <p>3) 県に受入れ可能な処理施設に関する情報を報告</p> <p>自県が幹事緊急処理県となる場合</p> <p>（表14（11）に示す順位が最も高い場合）</p> <p>緊急処理要請受領～追加緊急処理県決定</p>	<p>表10に示す応援県全て・中部事務所が被災</p> <p>緊急処理準備要請 表11に示す応援県</p> <p>1) 処理施設の管理者の場合、県からの聴取依頼に対応</p> <p>自県が幹事緊急処理県となる場合</p> <p>（表14（11）に示す順位が最も高い場合）</p> <p>緊急処理要請受領～追加緊急処理県決定</p>	<p>表10に示す応援県全て・中部事務所が被災</p> <p>緊急処理準備要請 表11に示す応援県</p> <p>1) 県からの聴取依頼に対応</p> <p>自県が幹事緊急処理県となる場合</p> <p>（表14（11）に示す順位が最も高い場合）</p> <p>緊急処理要請受領～追加緊急処理県決定</p>	<p>P.39</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A表-3】</p> <p>P.39-40</p> <p>【B表-3】</p> <p>【A表-3】</p>

※ 緊急処理県間の割り振り決定の伝達は、A表を使用することもできる。

6.3. 既存の処理施設の活用（表10に示す応援県全て・中部事務所が被災：幹事緊急処理県の対応（追加緊急処理県決定～緊急処理開始））

県	政令市	市町村（政令市以外）	処理施設の管理者	広域連携計画 該当ページ等
<p>➢ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>15) 県内の関係者（県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等）と割り振り案に関して調整</p> <p>16) (複数県で緊急処理に関して支援する場合)緊急処理県から緊急処理県内の緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等の取りまとめを受領</p> <p>17) 幹事緊急処理県及び緊急処理県において取りまとめた緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を踏まえ、被災市町村別の緊急処理割り振り案を作成</p> <p>18) 緊急処理割り振り案を被災県及び環境省本省に伝達※ (必要に応じ割り振り変更について被災県と調整)</p> <p>19) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領※²</p> <p>20) 割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県に伝達※³(複数県で緊急処理に関して支援する場合、緊急処理に関する支援の割り振りを受けなかった県にも割り振り結果を共有)</p> <p>21) 被災市町村に直接連絡し、被災市町村及び立地市町村、民間団体と必要な調整、手配等を実施</p> <p>22) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>23) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p> <p>24) 被災県と密に連携した上で被災自治体への支援状況を把握し、環境省本省と情報共有</p>	<p>➢ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>4) 必要に応じて県と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>5) 県から割り振り結果を受領</p> <p>6) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>7) 立地市町村の場合、被災市町村から通知を受領</p> <p>8) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>➢ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>2) 必要に応じて県と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>3) 県から割り振り結果を受領</p> <p>4) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>5) 立地市町村の場合、被災市町村から通知を受領</p> <p>6) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>➢ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>2) 県内の緊急処理割り振り案に関して協力</p> <p>3) 被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>4) 調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>P.40-41</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A,B表-3】</p> <p>【A表-3】</p> <p>【B(A)表-3】</p> <p>【A(B)表-3】</p>

※ 被災県への緊急処理割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、割り振り調整はB表も使用する。

※² 被災県からの緊急処理割り振り案の伝達は、被災県の判断によりA表を使用することもある。

※³ 各支援主体への緊急処理割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、正確な情報が混乱なく伝わることに配慮し、B表を使用することも可とする。

6.3. 既存の処理施設の活用（表10に示す応援県全て・中部事務所が被災：緊急処理県の対応（追加緊急処理県決定～緊急処理開始））

県	政令市	市町村（政令市以外）	処理施設の管理者	広域連携計画 該当ページ等								
<p>自県が緊急処理県となる場合 (幹事緊急処理県とならない場合)</p> <p>➢ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>6) 緊急処理県として支援することが決定</p> <p>7) 幹事緊急処理県から緊急処理県間の割り振り等の報告を受領※</p> <p>8) 県内の関係者（県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等）と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>9) 県内の緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等の取りまとめを幹事緊急処理県に伝達</p> <p>10) 幹事緊急処理県から割り振り結果を受領※²</p> <p>11) 県内の緊急処理受入れ施設の管理者に割り振り結果を伝達※³</p> <p>12) 被災市町村に直接連絡し、被災市町村及び立地市町村、民間団体と必要な調整、手配等を実施</p> <p>13) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>14) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p> <p>表11 被災県市と主たる応援県市の一覧表 (太平洋側の複数県が被災した場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災県市</th> <th>主たる応援県順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県</td> <td>1. 富山県、2. 長野県</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>1. 石川県、2. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>1. 福井県、2. 滋賀県</td> </tr> </tbody> </table>	被災県市	主たる応援県順位	静岡県	1. 富山県、2. 長野県	愛知県	1. 石川県、2. 岐阜県	三重県	1. 福井県、2. 滋賀県	<p>自県が緊急処理県となる場合 (幹事緊急処理県とならない場合)</p> <p>➢ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>4) 県と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>5) 県から割り振り結果を受領</p> <p>6) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>7) 立地市町村の場合、被災市町村から通知を受領</p> <p>8) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>自県が緊急処理県となる場合 (幹事緊急処理県とならない場合)</p> <p>➢ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>2) 県と緊急処理割り振り案に関して調整</p> <p>3) 県から割り振り結果を受領</p> <p>4) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>5) 立地市町村の場合、被災市町村から通知を受領</p> <p>6) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>自県が緊急処理県となる場合 (幹事緊急処理県とならない場合)</p> <p>➢ 追加緊急処理県決定～緊急処理開始</p> <p>2) 県内の緊急処理割り振り案に関して協力</p> <p>3) 被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領し、受入条件の詳細を確認</p> <p>4) 調整結果に基づき迅速に緊急処理を開始</p>	<p>P. 40-41</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A表-3】</p> <p>【A(B)表-3】</p> <p>【A(B)表-3】</p>
被災県市	主たる応援県順位											
静岡県	1. 富山県、2. 長野県											
愛知県	1. 石川県、2. 岐阜県											
三重県	1. 福井県、2. 滋賀県											

※ 緊急処理県間の割り振り決定の伝達は、A表が使用されることもある。

※² 幹事緊急処理県からの緊急処理割り振り案の伝達は、B表が使用されることもある。

※³ 各支援主体への緊急処理割り振り案の伝達は、A表を使用することを原則とするが、正確な情報が混乱なく伝わることに配慮し、B表を使用することも可とする。

7.0. 連携体制の構築

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>地域ブロック及び主担当の地方環境事務所の設定</u> <u>広域連携体制構築範囲が中部管内にとどまる場合</u> — <u>広域連携体制構築範囲が中部事務所管外に及ぶ場合</u> 1) 中部事務所より地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を伝達 <u>複数の主担当の事務所で対応せざるを得ない場合</u> 1) 中部事務所より地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を伝達</p> <p>➤ <u>主体間の連携体制の構築</u> 1) 中部事務所と連携して、県を越えた連携体制を構築 2) 産業廃棄物協会等の民間団体との連携体制を構築 3) 市町村間の連携体制が円滑に構築されるよう市町村を支援</p>	<p>➤ <u>地域ブロック及び主担当の地方環境事務所の設定</u> <u>広域連携体制構築範囲が中部管内にとどまる場合</u> — <u>広域連携体制構築範囲が中部事務所管外に及ぶ場合</u> 1) 中部事務所より地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を伝達 <u>複数の主担当の事務所で対応せざるを得ない場合</u> 1) 中部事務所より地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を伝達</p> <p>➤ <u>主体間の連携体制の構築</u> 1) 県と連携して、市町村間の連携体制を構築 2) 一般廃棄物関連及び産業廃棄物協会等の民間団体等との連携体制を構築</p>	<p>P. 43-44</p> <p>P. 44</p>

7.1. 情報共有（災害廃棄物発生量、処理指針・実行計画、処理進捗、仮置場等の用地に関する情報共有）

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p><u>(1) 災害廃棄物発生量に関する情報共有</u> 1) 中部事務所から中部ブロック内の発生量を共有</p> <p><u>(2) 処理指針、実行計画の検討時の情報共有</u> 1) 必要に応じて被災地に職員を派遣し、可能な支援内容、受入れ可能な広域処理量などを被災県・被災市町村に提供</p> <p><u>(3) 災害廃棄物処理の進捗状況に関する情報共有</u> 1) 中部事務所から中部ブロック内の進捗状況を共有</p> <p><u>(4) 仮置場等の用地に関する情報共有</u> <u>[災害応急対応時に確保した分では不足する場合]</u> —</p>	<p><u>(1) 被害状況の共有手順</u> —</p> <p><u>(2) 処理指針、実行計画の検討時の情報共有</u> —</p> <p><u>(3) 災害廃棄物処理の進捗状況に関する情報共有</u> —</p> <p><u>(4) 仮置場等の用地に関する情報共有</u> <u>[災害応急対応時に確保した分では不足する場合]</u> —</p>	<p>P. 46</p> <p>P. 46-47</p> <p>P. 47</p> <p>P. 47-48</p>

7.2. 人材、資機材の確保（災害応急対応時からの支援の終了～新たに必要となった支援の開始）

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>※本項では、「災害応急対応時から継続する人材及び資機材の支援」を総じて「支援」という</p> <p><u>（１）人材派遣及び資機材支援の終了・継続</u></p> <p>➤ <u>支援の終了</u></p> <p>1) 被災県・被災市町村が支援の終了を判断した場合、支援の終了時期等について調整</p> <p>2) 被災県・被災市町村への支援を終了</p> <p>3) 支援の終了について、被災県より連絡を受領</p> <p>➤ <u>支援の継続</u></p> <p>1) 自県からの被災県・被災市町村への広域での支援が長期にわたり必要な場合、支援の交代又は継続の方法等について被災県・被災市町村と調整</p> <p>2) 追加支援に係る連絡を中部事務所から受領した場合、中部事務所と支援について調整 (中部事務所が被災県に、被災県が被災市町村に決定した支援について連絡)</p> <p>3) 被災県・被災市町村からの連絡を受領し、支援の詳細について調整</p> <p>4) 必要に応じ、支援の過不足・不均衡等の問題について、中部事務所からの助言を受領</p> <p><u>（２）新たに必要となった人材、資機材の支援</u></p> <p>➤ <u>新たな支援要請～支援開始</u></p> <p>1) 追加支援に係る連絡を中部事務所から受領した場合、中部事務所と支援について調整 (中部事務所が被災県に、被災県が被災市町村に決定した支援について連絡)</p> <p>2) 被災県・被災市町村からの連絡を受領し、支援の詳細について調整</p> <p>3) 被災県・被災市町村が支援の終了を判断した場合、支援の終了時期等について調整</p> <p>4) 被災県・被災市町村への支援を終了</p> <p>5) 支援の終了について、被災県より連絡を受領</p> <p>6) 自県からの被災県・被災市町村への広域での支援が長期にわたり必要な場合、支援の交代又は継続の方法等について被災県・被災市町村と調整</p> <p>7) 必要に応じ、支援の過不足・不均衡等の問題について、中部事務所からの助言を受領</p>	<p>※本項では、「災害応急対応時から継続する人材及び資機材の支援」を総じて「支援」という</p> <p><u>（１）人材派遣及び資機材支援の終了・継続</u></p> <p>➤ <u>支援の終了</u></p> <p>1) 被災県・被災市町村が支援の終了を判断した場合、支援の終了時期等について調整</p> <p>2) 被災県・被災市町村への支援を終了</p> <p>➤ <u>支援の継続</u></p> <p>1) 自市町村からの被災県・被災市町村への広域での支援が長期にわたり必要な場合、支援の交代又は継続の方法等について被災県・被災市町村と調整 (中部事務所が被災県に、被災県が被災市町村に決定した支援について連絡)</p> <p>2) 被災県・被災市町村からの連絡を受領し、支援の詳細について調整</p> <p><u>（２）新たに必要となった人材、資機材の支援</u></p> <p>➤ <u>新たな支援要請～支援開始</u></p> <p>1) 追加支援に係る連絡を中部事務所から受領した場合、中部事務所と支援について調整 (中部事務所が被災県に、被災県が被災市町村に決定した支援について連絡)</p> <p>2) 被災県・被災市町村からの連絡を受領し、支援の詳細について調整</p> <p>3) 被災県・被災市町村が支援の終了を判断した場合、支援の終了時期等について調整</p> <p>4) 被災県・被災市町村への支援を終了</p> <p>5) 支援の終了について、被災県より連絡を受領</p> <p>6) 自市町村からの被災県・被災市町村への広域での支援が長期にわたり必要な場合、支援の交代又は継続の方法等について被災県・被災市町村と調整</p>	<p>P. 50</p> <p>P. 50</p> <p>P. 50-51</p>

7.3. 既存中間処理施設の活用及び仮設中間処理施設の整備

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>広域中間処理受入検討要請～広域中間処理開始</u></p> <p>1) 中部事務所から広域中間処理受入れ検討に係る要請を受領</p> <p>2) 県内市町村及び産業廃棄物協会等の民間団体等と協力して、県内の既存中間処理施設の管理者と調整し、広域中間処理受入れ可能量・受入れ条件等に関する情報を取りまとめ</p> <p>3) 取りまとめた情報を中部事務所に報告</p> <p>4) 中部事務所の作成する割り振り案に基づき、広域中間処理受入れの準備要請を受領</p> <p>5) 中部事務所の作成する割り振り案を受入れ施設の管理者に伝達</p> <p>6) 広域中間処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整・手配を開始</p> <p>7) 受入れの円滑のため、輸送手段等についても検討し、広域中間処理を要請した県に協力</p> <p>8) 県内市町村・施設管理者が広域中間処理の割り振り案を不可能と判断した場合、市町村・施設管理者から連絡を受領</p> <p>9) 広域中間処理の割り振り案が不可能となった場合、中部事務所に連絡</p> <p>10) 広域中間処理受入れ準備が整った場合、受入れ準備が整った市町村からの連絡を受領</p> <p>11) 広域中間処理受入れに関する協定の締結等の調整に協力</p> <p>12) 広域中間処理受入れ施設の管理者の場合、広域中間処理を速やかに開始</p>	<p>➤ <u>広域中間処理受入検討要請～広域中間処理開始</u></p> <p>1) 県が行う広域中間処理受入れ可能量・受入れ条件等に関する情報の取りまとめに関して協力</p> <p>2) 広域中間処理受入れ施設の管理者の場合、県から割り振り案を受領</p> <p>3) 広域中間処理受入れに関して、県・施設管理者等と必要な調整・手配を開始</p> <p>4) 広域中間処理の割り振り案が不可能となった場合、県に連絡</p> <p>5) 広域中間処理受入れ準備が整った場合、要請した被災県・被災市町村及び自県に連絡</p> <p>6) 広域中間処理受入れに関する協定の締結等を調整</p> <p>7) 広域中間処理を速やかに開始</p>	<p>P. 51-54</p>

7.4. 再生資材の利活用

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>再生資材の利活用</u></p> <p>1) 中部事務所から中部ブロック内で発生が想定される再生資材の種類、発生量、発生時期、特性等に係る情報を受領</p> <p>2) 県内市町村に中部ブロック内で発生が想定される再生資材の種類、発生量、発生時期、特性等に係る情報を周知</p> <p>3) 中部事務所から再生資材の需要に係る情報提供の要請を受領</p> <p>4) <u>県内市町村に対して、域内の再生資材の需要に係る情報提供を要請</u></p> <p>5) 県内市町村から再生資材の需要に係る情報を受領</p> <p>6) 自県及び県内市町村が実施する公共事業等の再生資材の需要に係る情報を集約</p> <p>7) 集約結果を中部事務所に報告</p>	<p>➤ <u>再生資材の利活用</u></p> <p>1) 県から中部ブロック内で発生が想定される再生資材の種類、発生量、発生時期、特性等に係る情報を受領</p> <p>2) 県から再生資材の需要に係る情報提供要請を受領</p> <p>3) <u>域内の再生資材の需要に係る情報を集約</u></p> <p>4) 域内の再生資材の需要に係る情報を県に報告</p>	<p>P. 55-56</p>

7.5. 最終処分場の確保

県	市町村	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>広域最終処分受入検討要請～広域最終処分開始</u></p> <p>1) 中部事務所から広域最終処分受入れ検討に係る要請を受領</p> <p>2) 県内市町村及び産業廃棄物協会等の民間団体等と協力して、県内の既存最終処分場の管理者と調整し、広域最終処分受入れ可能量・受入れ条件等に関する情報を取りまとめ</p> <p>3) 取りまとめた情報を中部事務所に報告</p> <p>4) 中部事務所の作成する割り振り案に基づき、広域最終処分受入れの準備要請を受領</p> <p>5) 中部事務所の作成する割り振り案を受入れ施設の管理者に伝達</p> <p>6) 広域最終処分受入れ施設の管理者の場合、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整・手配を開始</p> <p>7) 受入れの円滑のため、輸送手段等についても検討し、広域最終処分を要請した県に協力</p> <p>8) 県内市町村・施設管理者が広域最終処分の割り振り案を不可能と判断した場合、市町村・施設管理者から連絡を受領</p> <p>9) 広域最終処分の割り振り案が不可能となった場合、中部事務所に連絡</p> <p>10) 広域最終処分受入れ準備が整った場合、受入れ準備が整った市町村からの連絡を受領</p> <p>11) 広域最終処分受入れに関する協定の締結等の調整に協力</p> <p>12) 広域最終処分受入れ施設の管理者の場合、広域最終処分を速やかに開始</p>	<p>➤ <u>広域最終処分受入検討要請～広域最終処分開始</u></p> <p>1) 県が行う広域最終処分受入れ可能量・受入れ条件等に関する情報の取りまとめに関して協力</p> <p>2) 広域最終処分受入れ施設の管理者の場合、県から割り振り案を受領</p> <p>3) 広域最終処分受入れに関して、県・施設管理者等と必要な調整・手配を開始</p> <p>4) 広域最終処分の割り振り案が不可能となった場合、県に連絡</p> <p>5) 広域最終処分受入れ準備が整った場合、要請した被災県・被災市町村及び自県に連絡</p> <p>6) 広域最終処分受入れに関する協定の締結等を調整</p> <p>7) 広域最終処分を速やかに開始</p>	<p>P. 57-59</p>

【災害復旧・復興時 7.0.～7.6.】

用語	定義
中部ブロック	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の範囲
広域連携	県域を越えた連携
幹事支援県	被災県、支援県、中部事務所と調整し、支援を主導する県
支援県	幹事支援県以外で被災県を支援する県
緊急処理	県域を越えた緊急的な処理
幹事緊急処理県	被災県、緊急処理県、中部事務所、他県等との調整役や窓口機能を担うなど、緊急処理を主導する県
緊急処理県	幹事緊急処理県以外で被災県からの緊急処理要請対応を実施する県
中部9県1市協議会	災害時等の応援に関する協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するために設置したもの